

下呂市都市利便増進協定認定要領

(目的)

第1条 この要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第74条第1項に規定する都市利便増進協定（以下「協定」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 法第74条第1項の規定による協定の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、都市利便増進協定認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定締結の理由を記載した書面
- (3) 協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が協定の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧(住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面)
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、協定が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請に係る協定を認定することができる。

- (1) 法第75条各号に掲げる認定基準に適合していること。
- (2) 協定の締結者が下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又はそれらの者と関係を有しない者であること。

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、都市利便増進協定認定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更の認定の申請)

第4条 法第76条第1項の規定による協定の変更をしようとするときは、都市利便増進協定変更認定申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 変更後の協定書の写し
- (2) 協定の変更の理由を記載した書面

(3) 変更した協定の区域を示す図面

(4) 申請者が協定の変更の認定申請に係る代表者であることを証する書面

(5) 協定締結者の一覧(住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面)

(6) 変更に係る部分の土地及び建物の登記簿謄本

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条の規定は、前項による協定の変更に係る認定について準用する。この場合において、前条第2項中「都市利便増進協定認定通知書(第2号様式)」とあるのは「都市利便増進協定変更認定通知書(様式第4号)」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第5条 市長は、認定した協定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第77条の規定により、協定の認定を取り消すことができる。

(1) 認定した協定の内容が、第3条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) 認定した協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が、当該協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により協定の認定を取り消すときは、都市利便増進協定認定取消通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。